

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>[(1)～(2) 略]</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第5条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</u>にあつては<u>当該期間の末日から6月を経過する日</u>、<u>第3条の2の規定に該当する場合</u>にあつては<u>当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合に</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1)～(2) 同左]</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア [同左]</p> <p>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（<u>第3条の2の規定に該当する場合</u>にあつては、<u>2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない</p>

っては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

[イ] 略]

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

⑦ その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第3条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下⑧)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

⑧ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

[削る]

非常勤職員

[イ] 同左]

イ 第3条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

[(1)・(2) 略]

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第5条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、組合規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合）  
当該子の1歳6箇月到達日

職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第3条 [同左]

[(1)・(2) 同左]

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤

き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日  
[新設]

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳

職員の配偶者が当該子の1歳到達日  
(当該配偶者が同号に掲げる場合又は  
これに相当する場合に該当してする地  
方等育児休業の期間の末日とされた日  
が当該子の1歳到達日後である場合に  
あっては、当該末日とされた日)にお  
いて地方等育児休業をしている場合

ウ [略]

エ 当該子について、当該非常勤職員が  
当該子の1歳到達日(当該非常勤職員  
が前号に掲げる場合に該当してする育  
児休業の期間の末日とされた日が当該  
子の1歳到達日後である場合にあって  
は、当該末日とされた日)後の期間に  
おいてこの号に掲げる場合に該当して  
育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場  
合)

第3条の2 育児休業法第2条第1項の条例  
で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達  
するまでの子を養育する非常勤職員が、次  
の各号に掲げる場合のいずれにも該当す  
る場合(当該子についてこの条の規定に該当  
して育児休業をしている場合であって次条  
第7号に掲げる事情に該当するときは第2  
号及び第3号に掲げる場合に該当する場  
合)と定める特別の事情がある場  
合)であっては同号に掲げる場合に該当す  
る場合)とする。

到達日(当該配偶者がする地方等育児  
休業の期間の末日とされた日が当該子  
の1歳到達日後である場合にあって  
は、当該末日とされた日)において地  
方等育児休業をしている場合

イ [同左]

[新設]

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場  
合)

第3条の2 育児休業法第2条第1項の条例  
で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達  
するまでの子を養育するため、非常勤職員  
が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該  
子の1歳6箇月到達日後の期間においてこ  
の条の規定に該当してその任期の末日を育  
児休業の期間の末日とする育児休業をして  
いる非常勤職員であって、当該任期が更新  
され、又は当該任期の満了後に特定職に引  
き続き採用されるもの)であっては、当該任  
期の末日の翌日又は当該引き続き採用され  
る日)を育児休業の期間の初日とする育児  
休業をしようとする場合であって、次の各

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) [略]

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

#### 第4条 削除

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第5条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

[(1)～(4) 略]

[削る]

号のいずれにも該当するときとする。

[新設]

(1)・(2) [同左]

[新設]

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第5条 [同左]

[(1)～(4) 同左]

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書に

(5)・(6) [略]

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第5条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第13条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

[(1)~(5) 略]

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）

より任命権者に申し出た場合に限る。)

(6)・(7) [同左]

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること

[新設]

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第13条 [同左]

[(1)~(5) 同左]

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）

[(7) 略]	[(7) 同左]
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

第2条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p><u>(2) 職員の定年に関する条例（平成27年条例第18号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p><u>(3) 職員の定年等に関する条例第8条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員</u></p> <p><u>(4)・(5)</u> [略]</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p><u>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(2)・(3)</u> [同左]</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u>とする。</p> <p>[新設]</p>



<p><u>(2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(3) 職員の定年等に関する条例第8条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>	<p>[新設]</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>
<p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して組合規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p>	<p>第21条 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して組合規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p>
<p>第22条 [略]</p> <p>2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成27年条例第20号)第11条の規定による生後満1年6月に達しない子を育てるための特別休暇(これに準ずる休暇として組合規則で定めるものを含む。以下「<u>育児時間</u>」という。))又は同条例第12条の2第1項の規定による介護時間(これに準ずる休暇として組合規則で定めるものを含む。以下「<u>介護時間</u>」という。))を与えられている職員(非常勤職員(<u>短時間勤務職員</u>を除く。))</p>	<p>第22条 [同左]</p> <p>2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成27年条例第20号)第11条の規定による生後満1年6月に達しない子を育てるための特別休暇(これに準ずる休暇として組合規則で定めるものを含む。以下「<u>育児時間</u>」という。))又は同条例第12条の2第1項の規定による介護時間(これに準ずる休暇として組合規則で定めるものを含む。以下「<u>介護時間</u>」という。))を与えられている職員(非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u></p>

<p>次項において同じ。)を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>[3 略]</p>	<p>を除く。次項において同じ。)を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>[3 同左]</p>
--	---

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定は、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に育児休業に係る子を養育するための計画について任命権者に申し出た職員が、当該子について育児休業をしようとする場合については、第1条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第5号の規定は、なおその効力を有する。
- 4 施行日前に育児短時間勤務に係る子を養育するための計画について改正前の条例第13条第6号の育児休業等計画書により任命権者に申し出た職員が、当該子について育児短時間勤務をしようとする場合には、当該育児休業等計画書を第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第13条第6号の育児短時間勤務計画書とみなして、同号の規定を適用する。

令和4年12月2日提出

大阪広域環境施設組合管理者 松井一郎

説 明

育児休業をすることができない職員の範囲等を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。